

課法	10	—	47
官改	3	—	24
徴管	2	—	153
令和6年8月30日			

全国簡税会総連合会

会長 片岡 直公 様

国税庁 課 税 部 法人課 税課長
長官官房 デジタル化・業務改革室長
徴 収 部 管理運営課長

定額減税、年末調整、キャッシュレス納付及び源泉徴収票に関する 周知・広報等への御協力のお願いについて（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）について、令和6年6月からの円滑な実施のため、周知・広報や説明会の開催などに御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

国税庁では、源泉徴収義務者の方が適正かつ効率的に年末調整手続を行うことができるよう、パンフレットや解説動画等を作成し、周知・広報に努めるとともに、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するため、年末調整手続の電子化を推進しています。

併せて、納税者利便の向上、現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、キャッシュレス納付を推進しているところです。

つきましては、以下の内容の周知・広報等に御協力いただきますよう、各連合会及び各単位会への御周知をお願い申し上げます。

1 定額減税説明会における講師派遣

国税庁では、年末調整の際に行う定額減税（以下「年調減税」といいます。）について、今後、国税庁ホームページにその手順等の詳細を解説したパンフレットや動画を掲載するほか、引き続き、説明会への講師派遣を行うことや電話相談センター及び各税務署において源泉徴収義務者の方からの相談に対応することを予定しているところです。

各連合会及び各単位会において、定額減税に関する説明会を開催される場合には、引き続き、各税務署から講師を派遣することが可能ですので、各連合会及び各単位会への御周知をお願いいたします。

2 年末調整特集ページの周知・広報

国税庁では、年末調整の時期に国税庁ホームページ内に年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）を開設し、年末調整の際に使用する各種様式、年調減税を含めた年末調整の手順等の詳細を解説したパンフレット及び動画並びにチャットボット（A I を活用したシステムによ

る自動応答。年末調整の各種申告書を作成する際に問合せが多い事項や定額減税に関する事項に対応しています。) を掲載しているところです。

できるだけ多くの源泉徴収義務者の方を年末調整特集ページへ御案内するため、例年、当庁からリンク用バナー(別添)を配付させていただいているところですが、本年も昨年に引き続き、各連合会及び各单位会のホームページにリンク用バナーを掲載していただきますとともに、各連合会及び各单位会の機関紙(誌)等には、年末調整特集ページのURL又はQRコード(別添)を掲載いただきますよう、御協力をお願いいたします。

○ 年末調整特集ページ

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

掲載期間：通年（令和6年分については令和6年9月下旬に更新）

3 年末調整手続の電子化の促進

国税庁では、年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先・従業員双方の年末調整事務の負担軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しています。

このため、マイナポータル連携(従業員の方がマイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力できる仕組み)が可能な控除証明書等を発行する事業者の拡大に向けて取り組むとともに、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア)の無償提供も行っているところです。

また、国税庁ホームページ内に特集ページ(年末調整手続の電子化に向けた取組について)を設け、電子化の導入方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報に取り組んでいます。

令和6年分の年末調整手続においても、できる限り多くの方に年末調整手続の電子化によるメリットを享受していただけるよう、本年も昨年に引き続き、各連合会及び各单位会のホームページにこの特集ページのリンク用バナー(別添)を掲載していただきますとともに、各連合会及び各单位会の機関紙(誌)等には、特集ページのURL又はQRコード(別添)を掲載いただくなど、会員の皆様へ積極的に働きかけを行っていただきますよう御協力をお願いいたします。

○ 「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページ

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

掲載期間：通年

4 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税庁では、より多くの方がキャッシュレス納付のメリットを享受し、誰一人取り残されることのないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

できる限り多くの方に、源泉所得税のキャッシュレス納付をご利用いただくため、以下のURL又はQRコード(別添)を各連合会及び各单位会の機関紙(誌)等へ掲載いただきますよう、御協力をお願いいたします。

とりわけ、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）は、e-Tax で申告等をした後に簡単な操作で口座引落しを行うことができ、特に源泉所得税を毎月納付している方に大変便利な手続です。

また、ダイレクト納付には、e-Tax で申告等データを送信する際に、ダイレクト納付の利用に関するチェックボックスにチェックを入れることで、法定納期限に自動的に口座振替により納付できる機能（自動ダイレクト）があります。

なお、自動ダイレクトは e-Tax でご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトでも利用できるよう順次対応を依頼しているところです。

引き続き、各連合会及び各単位会の会員の皆様に対して、ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用を積極的に働きかけていただきますよう、御協力をお願いいたします。

○ 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」ページ

U R L : https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_direct_manual.pdf

掲載期間：通年

5 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出

事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、従業員の方の令和5年分の確定申告から、マイナポータル連携による自動入力の対象に追加されました。従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります^(注)。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、以下のURL又はQRコード（別添）を各連合会及び各単位会の機関紙（誌）等へ掲載いただきますよう、御協力をお願いいたします。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票の情報を提出いただく必要があります。

○ 「給与所得の源泉徴収票」は e-Tax で！【事業者用ページ】

U R L : <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/kyuyogensenjoho-jigyousyapage.htm>

掲載期間：通年

(別添)

1 「年末調整がよくわかるページ」リンク用バナー及びQRコード



2 「年末調整手続の電子化に向けた取組について」リンク用バナー及びQRコード



※ 上記1及び2リンク用バナーにつきましては、「年末調整がよくわかるページ」にも掲載しておりますので、御利用ください。

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

3 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」QRコード



4 「給与所得の源泉徴収票」はe-Taxで！【事業者用ページ】QRコード



(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。